

「(2) 収入の減少による減免」の減免額の算出方法

減免額の計算式

(A) 当該減免対象者の年間保険税(料)額 × (B) 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る令和2年中の所得額 ÷ (C) 国保後期・介護 主たる生計維持者と同世帯の被保険者全員の令和2年中の合計所得金額の計 = (D) 減免対象保険税(料)額

(D) 減免対象保険税(料)額 × (E) 減免割合 = (F) 減免額

| | | | | | | |
|--------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 | 前年の合計所得金額 | 300万円以下 | 400万円以下 | 550万円以下 | 750万円以下 | 1,000万円以下 |
| 介護保険料 | 前年の合計所得金額 | 210万円以下 | 210万円超 | | | |
| | 減免割合(E) | 100% | 80% | 60% | 40% | 20% |
| | 減免割合(E) | 100% | 80% | | | |

※国保、介護については主たる生計維持者の事業の廃止、または失業があった場合、減免割合(E)は所得に関わらず100%として計算します。
※年間保険税(料)の端数処理については、国保・後期…100円未満切り捨て、介護…10円未満切り捨て

(A) 当該減免対象者の年間保険税(料)額 - (F) 減免額 = 減免後の年間保険税(料)額

減免額の計算例

| 世帯員 | 年齢 | 令和3年度保険税(料)額(A) | | | 令和2年中の収入額(所得額) | 令和3年中の収入額(見込) |
|------------|-----|-----------------|---------|---------|---|---------------------------------------|
| | | 国保 | 後期 | 介護 | | |
| 北斗 太郎(世帯主) | 42歳 | 629,700円 | | | 事業収入:400万円(所得300万円)(B) 給与収入:180万円(所得118万円) | 事業収入:270万円 ↑30%以上の減収 給与収入:150万円 |
| 北斗 夏子 | 41歳 | | | | 給与収入:103万円(所得48万円) | 給与収入:80万円 |
| 北斗 花子 | 77歳 | | 52,000円 | 79,200円 | 年金収入:140万円(所得30万円) | 年金収入:140万円 |

●国民健康保険税

対象者 北斗 太郎

1.減免対象保険税額(D)の算出
629,700円(A) × $\frac{300万円(B)}{466万円(C)ア}$ = **405,387円(D)**
(C)ア…太郎と夏子の合計所得金額の計:466万円

2.減免額の算出
405,387円(D) × 60%(E) = **243,240円(F)**

3.減免後の年間保険税額の算出
629,700円(A) - 243,240円(F) = **386,460円**

4.端数処理後の年間保険税額 **386,400円**

●後期高齢者医療保険料

対象者 北斗 花子
(生計維持者の太郎が減収したため対象となる。)

1.減免対象保険料額(D)の算出
52,000円(A) × $\frac{300万円(B)}{448万円(C)イ}$ = **34,822円(D)**
(C)イ…太郎と花子の合計所得金額の計(448万円)

2.減免額の算出
34,822円(D) × 60%(E) = **20,894円(F)**

3.減免後の年間保険料額の算出
52,000円(A) - 20,894円(F) = **31,106円**

4.端数処理後の年間保険料額 **31,100円**

●介護保険料

対象者 北斗 花子
(生計維持者の太郎が減収したため対象となる。)

1.減免対象保険料額(D)の算出
79,200円(A) × $\frac{300万円(B)}{418万円(C)ウ}$ = **56,843円(D)**
(C)ウ…太郎の合計所得金額の計(418万円)

2.減免額の算出
56,843円(D) × 80%(E) = **45,475円(F)**

3.減免後の年間保険料額の算出
79,200円(A) - 45,475円(F) = **33,725円**

4.端数処理後の年間保険料額 **33,720円**

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免制度について

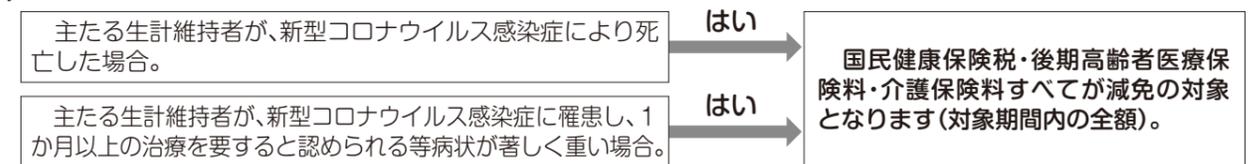
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等について、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の一部または全部が減額される制度があります。

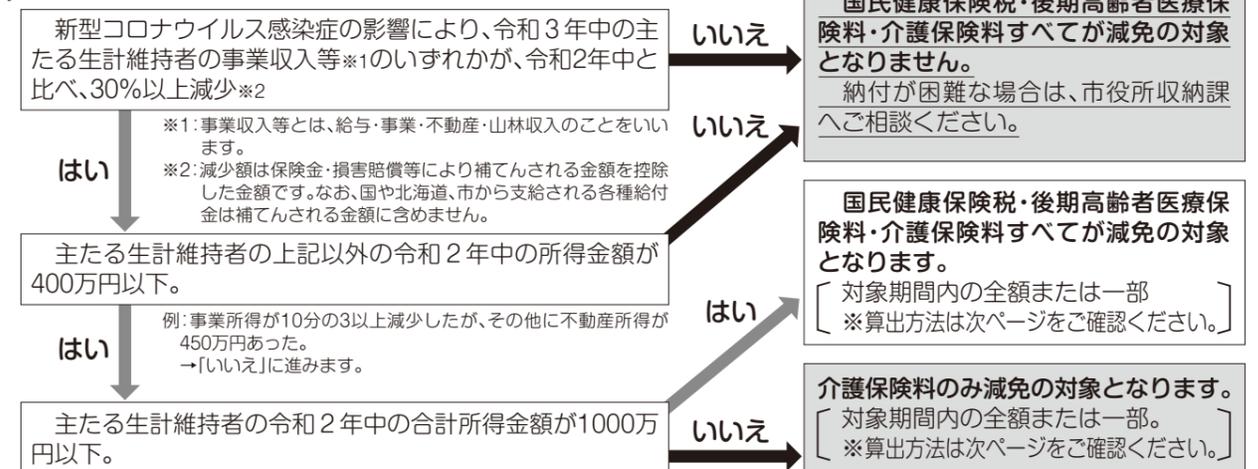
①対象となる方と減免額

- 次のいずれかの保険税(料)の納税(付)義務者のうち、以下のフローチャートで減免の対象となった方。
- 国民健康保険税…74歳以下で、会社等の健康保険に加入していない方。(通常、世帯主が納税義務者です。)
 - 後期高齢者医療保険料…75歳以上、または65歳以上で一定の障がいのある方。
 - 介護保険料…65歳以上の方。(40~64歳までの方は健康保険に介護保険料が含まれています。)

(1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の減免



(2) 収入の減少による減免



②減免の対象となる保険税(料)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する次の保険税(料)。

- ・令和3年度相当分の保険税(料)。
- ・令和2年度末に資格を取得したこと等により対象の納期限内に賦課された令和2年度相当分の保険税(料)。

③必要書類

(1)の対象者…減免申請書、診断書等、来庁する方の本人確認書類
(2)の対象者…減免申請書、月別収入等申告書、令和2年中及び令和3年中の収入金額のわかる書類(給与明細・売り上げの帳簿等)、来庁する方の本人確認書類

④申請の受付期限

令和4年3月31日(木)まで

⑤その他注意事項

令和3年中の収入の見通しが、申請時点で判断できない場合(例年、収入の多くが年の後半に集中する場合等)は、申請時期をご相談させていただく場合があります。申請時期が変わることによる減免額への影響はありません。

※令和3年中の収入と令和2年中の収入を比較するため、昨年度減免の対象となった場合でも、今年度は対象とならない場合がありますのでご了承ください。

⑥申請場所及びお問い合わせ先

- 国民健康保険税に関すること
 - ☎ 税務課所得課税係 [内線132~134]
- 後期高齢者医療保険料に関すること
 - ☎ 国保医療課医療給付係 [内線124~125]
- 介護保険料に関すること
 - ☎ 保健福祉課高齢者・介護保険係 [内線156~159]